

議第52号

高山市白川村公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市白川村公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

押印等の見直し等に伴い改正しようとする。

高山市白川村公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市白川村公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 高山市白川村公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例(平成16年高山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員の服務の宣誓) 第2条 委員は、選任された直後において <u>高山市長の面前において別記の宣誓書に署名して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。	(委員の服務の宣誓) 第2条 委員は、選任された直後において <u>高山市長に別記の宣誓書を提出して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。

(高山市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 高山市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年高山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員にあつては、教育委員会。以下同じ。) <u>又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名して</u> からでなければその職務を行なつてはならない。 2 (略) 別記第1号様式	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員にあつては、教育委員会。以下同じ。) <u>に宣誓書を提出して</u> からでなければその職務を行なつてはならない。 2 (略) 別記第1号様式
宣 誓 書  私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとと	宣 誓 書  私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとと

もに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名印

もに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別記第2号様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、消防職務に優先してそれに従うことを要求する団体又は組織に加入せず全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

年 月 日

階級 氏 名印

別記第2号様式

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、消防職務に優先してそれに従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることを固く誓います。

年 月 日

階級 氏 名

(高山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 高山市固定資産評価審査委員会条例(昭和37年高山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が	(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)
法人その他の社団又は財団であるときは代表	

<p>者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人) が押印しなければならない。</p> <p><u>5・6</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p><u>4・5</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
--	---

(高山市森林等の火入れに関する条例の一部改正)

第4条 高山市森林等の火入れに関する条例(昭和58年高山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、<u>火入許可申請書(別記様式第1号)2通に、次の各号に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u></p> <p>(2) <u>火入地が、申請者以外の者が所有又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u></p> <p>(3) <u>申請者が、請負契約等に基づき火入れを行おうとする者である場合は、請負契約書</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10日前までに、<u>市長に申請しなければならない。</u></p>

等の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

（許可証の交付）

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで、及び第16条第4項の規定を遵守して、これらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、火入れを許可しないときは、その理由を記載した火入不許可通知書（別記様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（火入れの中止）

第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 申請者は、火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

（許可証の交付）

第4条 市長は、火入れの許可をするときは、法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで、及び第16条第4項の規定を遵守して、これらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証を交付するものとする。

2 市長は、火入れを許可しないときは、その理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

（火入れの中止）

第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

改正前

改正後

別記様式第1号(第2条関係)

火入許可申請書

年 月 日

高山市長 殿

申請者住所

氏 名 印

次のように火入れを行いたいので許可されたく「高山市森林等の火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火入地	所在地及び面積	総面積 h a
	所有者、所有区分及び目的	国有林 公有林 私有林 ( )
	地種区分	保安林 ( ) 普通林・原野・その他 ( )
火入れ期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ                      2 開墾準備                      3 害虫駆除 4 焼 畑                              5 採草地改良	
火入れ方法		
防火体制	火入従事者	人(男                      人 女                      人)
	防火帯	延長                      m                      幅員                      m
	防火器具	
火入責任者氏名		
備考		

(注) 1 所有区分、目的欄は、該当項目に○印をつけ ( ) 内に細分を記入すること。

2 地種区分の保安林の ( ) 内には種類、その他 ( ) には土地現況を記入すること。

別記様式第2号(第4条関係)

火 入 許 可 証

許可 第 号  
年 月 日

殿

高山市長 印

年 月 日申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。

火 入 場 所			
面 積	総面積 ha	目 的	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)		
火入責任者氏名			
指 示 事 項			
備 考			

別記様式第3号(第4条関係)

火 入 不 許 可 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

高山市長 印

年 月 日申請のあつた火入れは、下記の理由により許可しない。

火 入 場 所			
面 積	総面積 ha	目 的	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間 )		
理 由			
備 考			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。